

令和2年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について

○事業実施方針

広く福祉サービス第三者評価事業の周知を図るとともに、受審環境の整備、受審促進のため、以下の項目に重点を置いて事業を実施する。

(1) 県評価基準の改正等

国からの通知等に基づき、所要の改正等を行う。

(2) 評価機関の募集・認証及び評価調査者の育成

評価機関の募集及び認証を行うとともに、評価の質の向上と安定を目指し評価調査者研修を実施する。

(3) 普及啓発

平成30年度に設定した「宮城県福祉サービス第三者評価に係る数値目標」の達成に向け、庁内関係部署（社会福祉課・長寿社会政策課・子育て社会推進室・障害福祉課）が連携して受審促進のための普及啓発を実施する。併せて、昨年度実施した受審施設アンケートの結果を踏まえ、事業者や関係機関へ受審のメリット等について広く周知する。

○事業実施に関する事項

No.	事業項目	回数等	場所	内 容
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催	2回程度 (7月22日、12月予定)	県庁	○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議 ・県評価基準の改正等 ○評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）
2	評価機関の募集・認証	1回	-	○募集期間：10月から11月まで（予定） ○評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）を経て認証
3	評価調査者研修の実施	各1回	県内	○養成研修：令和2年9月実施（予定） ○継続研修：令和3年2月実施（予定）
4	普及啓発	通年	県内	【社会福祉課】 〔事業者向け〕 ○アンケート結果活用による周知 ○各種事業者集団指導、研修会等での周知（評価機関等の御協力による効果的な普及啓発の実施） ○各種指導監査等での周知 ○各事業者への制度周知・受審促進通知 ○啓発リーフレットの作成、配布 ○受審事業所に対する受審証明書、受審済証、ポスターの交付 〔一般向け〕 ○県ウェブサイトでの情報提供、啓発リーフ

No.	事業項目	回数等	場所	内 容
				<p>レット配布 〔市町村向け〕 ○受審促進協力依頼</p>
5	普及啓発	通年	県内	<p>【長寿社会政策課】 ○介護保険事業者を対象とした集団指導時等における普及啓発。</p> <p>【子育て社会推進室】 ○第三者評価のリーフレットを配布。</p> <p>【障害福祉課】 ○実地指導・集団指導等の際に、事業者等に第三者評価事業について周知する。</p>